



平成 28 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ダ ス ト リ ア
代 表 者 代 表 取 締 役 福 田 三 千 男
会長兼最高経営責任者 (CEO)
(コード番号 2685 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 高 野 美 香
(電話番号 03-6895-6000)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入すること、および本制度に関する議案を平成 28 年 5 月 26 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

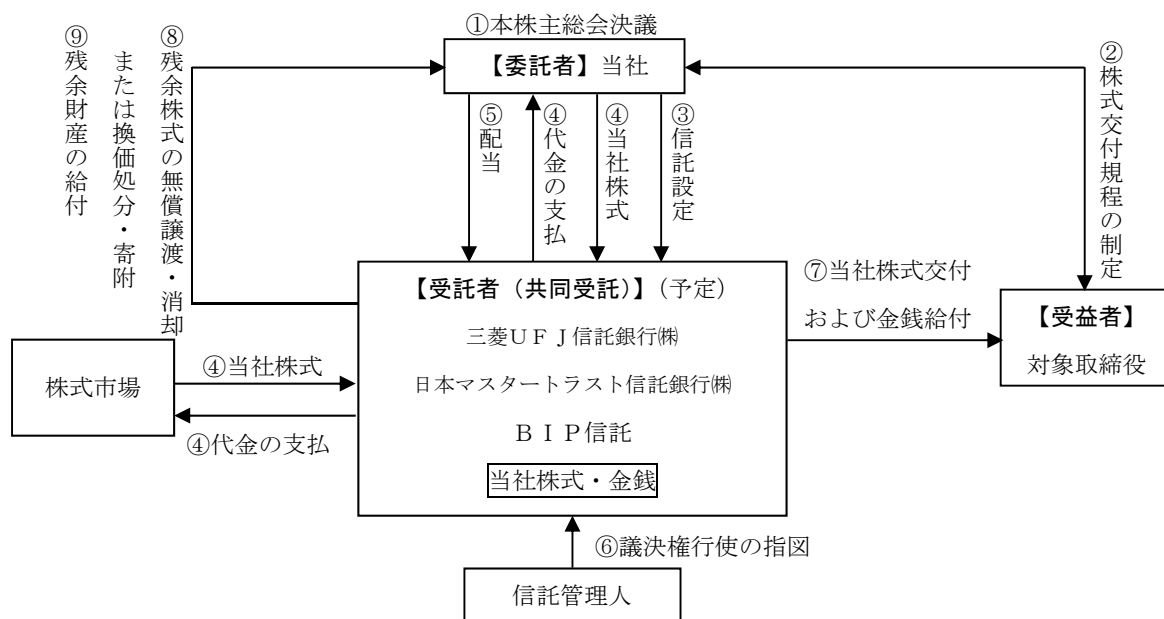
1. 本制度の導入目的

- (1) 当社は、対象取締役を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します。(※)
- (2) 対象取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託が取得した当社株式を業績目標の達成度に応じて取締役に交付するものです。

※本制度の導入により、対象取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり「基本報酬」により構成されます。

※当社は、社外取締役が委員の半数を占める指名・報酬諮問委員会において、本制度の導入を審議しております。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 評価対象事業年度（3（1）で定義する。）における役位および業績達成度に応じて、対象取締役にポイントを付与します。各評価対象事業年度開始から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は3．（3）の記載に従う。）、所定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、本信託から、当該ポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を行い、残りのポイントに相当する株式の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を給付します。
- ⑧ 評価対象事業年度中における業績目標の未達成等により、対象期間（3（1）で定義する。）の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行うか、もしくは、当該残余株式を本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する対象取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 2 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 2 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」といい、対象期間内の各事業年度を以下「評価対象事業年度」という。）（※）を対象として、対象取締役に対し、各評価対象事業年度の役位および業績目標の達成度に応じてポイントを付与し、各評価対象事業年度の開始から 3 年間の据置期間の後、役員報酬として当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う制度です。

※対象期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、対象期間および信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入手続

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、対象期間の延長を行う場合（下記（4）に定める。）は、対象取締役を対象とする役員報酬については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、対象期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

- ①対象期間中の毎年 2 月末日時点で対象取締役であること（※1）（※2）（※3）
- ②ポイントが決定されていること
- ③解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

（※1）受益者要件を充足する対象取締役が退任する場合（ただし、自己都合により退任した場合を除く。）においては、ポイントの付与を受けてから 1 年間の据置期間の後に、当該ポイントに応じた数の当社株式について、本信託から交付等を受けるものとします。

（※2）受益者要件を充足する対象取締役が取締役の在任中に死亡した場合においては、死亡時のポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該対象取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

（※3）受益者要件を充足する対象取締役が国内非居住者となった場合は、対象取締役が在任中に死亡した場合と同様に取り扱い、その時点のポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該対象取締役が本信託から給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

平成 28 年 8 月 8 日（予定）から平成 33 年 8 月末日（予定）までの約 5 年間とします。

なお、対象期間の満了時において、対象期間の延長を決定した場合には、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長することがあります。その場合、さらに 3 年間、対象期間と本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された対象期間ごとに、追加拠出を行い、引き続き延長された対象期間中、対象取締役に対する株式交付ポイントの付与を継続します。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式の数

対象取締役に対し、信託期間中の毎年一定の時期に評価対象事業年度における役位および各評価対象事業年度の業績目標の達成度等に基づき株式交付ポイントが付与され、株式交付ポイントに基づき交付等が行われる株式の数を決定します。(※4)

本信託を通じて対象取締役に交付等が行われる当社株式の数は、各対象取締役に付与された株式交付ポイント 1 ポイント当たり、1 株とします。(※5)

(※4) 各評価対象事業年度の売上高の昨対比ならびに営業利益および営業利益率の目標値に対する達成度に応じて、0～200%の範囲で変動します。

(※5) 信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(6) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役に対して、各評価対象事業年度の開始から 3 年経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該評価対象事業年度に係る株式交付ポイントに基づいた数の当社株式等の交付等を行います。なお、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントに対応する当社株式の 50%（単元未満株数は切り捨て）の交付を受け、残りの株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。(※6)

(※6) 受益者要件を充足する対象取締役が退任、死亡または国内非居住者となった場合は、上記(3)

(※1)(※2)(※3)の記載に従います。

(7) 本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付等が行われる当社株式の予定株数

本株主総会においては、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための拠出金額の上限を 470 百万円とし、対象取締役に交付等が行われる当社株式の総数は、156 千株(※7)を上限として承認決議を行うことを予定しております。

(※7) この上限交付株数は、上記の信託金上限額を踏まえて、直近の当社株式の株価等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しております。取得方法の詳細については、本総会決議後に改めて当社で決定し、開示します。

(9) 本信託内の当社株式にかかる議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間満了時の剰余株式の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に剰余株式が生じることが見込まれる場合において、対象期間の延長が決定された場合には、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該剰余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却するか、または、当該剰余株式を本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附を行うことを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者
(共同受託者) | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定） |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成28年8月8日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成28年8月8日（予定）～平成33年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成28年9月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 470百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上